

公益社団法人 電気化学会倫理規定

2008年1月17日理事会承認・制定

《前文》

公益社団法人電気化学会は、電気化学及び関連分野の専門的学術活動を通して、国民の健全な生活基盤を支援し、地球環境に配慮しつつ人類の発展に奉仕することを、使命とする。会員は、その実現のために、専門的科学技术を深く理解すべく研鑽を積み、人類、地球環境、社会等に対する、自らの使命を理解し、良識をもって誠実に行動する責務がある。

【人類に対する責務】

(人類全体の健康と福祉) 会員は、善良かつ健全な社会人として、自らが携わる専門的学術活動が、全人類に及ぼす影響に関心を持ち、その増進を図る。

【地球環境に対する責務】

(地球環境への配慮) 会員は、自らが携わる専門的学術活動が地球環境にもたらす影響について配慮し、地球環境の汚染・劣化・破壊を防ぐことを、最優先する。

(地球環境対策への提言) 会員は、エネルギー問題等に関する専門的見地から、地球環境対策技術に積極的に提言する。

【社会に対する責務】

(説明と公開) 会員は、自らが携わる専門的学術活動の意義について積極的に説明し、その活動が社会に及ぼし得る影響を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表する。

(法令の遵守) 会員は、専門的学術活動の実施、研究開発費の使用にあたって、法令や関係法規を遵守する。

(差別の排除) 会員は、研究開発・教育・学会活動等において、人種、国籍、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

【公共性配慮の責務】

(利益相反) 会員は、自らの研究開発、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間(本学会および本務所属機関、関係機関)の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(機密保持) 会員は、学会活動を通じて知り得た機密情報の機密保持に責任があるが、社会、人類に対して重大な影響が予測される場合は、公共の利益を優先する。

【研究開発の厳正かつ誠実な遂行の責務】

(厳正な遂行) 会員は、自らの研究開発の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、研究・開発・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改竄、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究対象への配慮) 会員は、研究開発への協力者の人格、人権を尊重し、福祉に配慮する。動物などに対しては真摯な態度でこれを扱う。

【自己の研鑽、人材養成、および先人業績の評価】

(専門知識の向上) 会員は、自らの専門知識の向上に努めるとともに、自己の能力を謙虚に認識し、難問に直面しては、より高度な見識を有する人に、積極的に意見・協力を求める。

(人材養成) 会員は、将来の発展を託す次世代の研究技術者を養成する。

(先人業績の評価) 会員は、今日までの電気化学及び関連分野の発展を支えてきた先人の有形・無形の業績を評価する。

【柔軟な対応と罰則の取扱い】

(柔軟な対応) 会員は、上記の責務を遂行する過程で直面する新しい問題に対して、本倫理規定の趣旨を理解し、柔軟に対応する。

(罰則) 会員が、上記の規定に反する行動をとった場合の「罰則」の取扱いについては、別途、定める。